

人間ドックに関するQ & A

Q 1 令和 8 年度における人間ドック申し込み対象者は？

A 1 令和 8 年 4 月 1 日において組合員又は教職員互助会員のいずれかに該当する場合、人間ドックの申込対象者となります。その他詳細は、実施要領にてご確認ください。

Q 2 任用が令和 8 年 4 月 2 日以降の場合はどうなりますか。

A 2 申し込みできません。

Q 3 令和 4 年 10 月 1 日以降に短期組合員となった場合は、対象になりますか。

A 3 令和 8 年 4 月 1 日に組合員の資格がある場合は、対象となります。

Q 4 人間ドックの申し込みをした結果、令和 8 年 11 月の受診と決定された。自分の任用期間は令和 8 年 7 月 31 日までに組合員の資格を喪失するが、その場合はどうなりますか。

A 4 令和 8 年 7 月 31 日に任用が終了する場合、令和 8 年 8 月 1 日に組合員資格を喪失するため、令和 8 年 11 月の人間ドックを受診することはできません。組合員資格がある日（令和 8 年 7 月 31 日）までの日程調整が可能であれば受診できます。日程調整については、直接医療機関へお問い合わせください。

なお、人間ドック受診日の決定に際して、任用期間を考慮することはできませんので予めご了承ください。

Q 5 令和 8 年 7 月 31 日までの A 校の任用が終了し、一旦組合員の資格を喪失したが、令和 8 年 9 月 1 日より B 校に勤務することとなり再度組合員になった場合、4 月申込時点での人間ドック受診決定は引き継がれますか。

A 5 A 校での勤務が終了したことにより組合員の資格喪失となった場合は、令和 8 年度の人間ドック受診資格も喪失します。また、年度内に再度任用され、組合員資格を得た場合でも、人間ドックの受診資格は喪失したままです。令和 8 年 11 月に受診予定の場合、その時点で再度組合員になっていても受診はできませんので、ご了承ください。

組合員資格喪失日（令和 8 年 8 月 1 日）以降に、誤って人間ドック等を受診した場合は、全額自己負担（約 3 万～6 万円）となりますのでご注意ください。